ホットな情報をお伝えします

総福研 fax news 200825

トピックス

# 介護職員の給与の引上げよりも賞与の増額にシフト？

## ～介護労働安定センターが「令和元年度 介護労働実態調査」を公表～

◆公益財団法人介護労働安定センターは、令和元年度に実施した「介護労働実態調査」の結果を公表しました。この調査は毎年実施されていますが、今回のものは令和元年10月に介護保険サービス事業を実施する事業所に対する無作為抽出のアンケート調査で、調査対象事業所17,261事業所のうち有効回答数9,126事業所（回収率52.9%）、労働者調査回答数21,585人（回収率41.7%）とのことです。

この調査によれば、正規職員、月給の者の所定内賃金は23万4,439円で昨年よりわずかに減少しました。他方前年度（平成30年度支給）の賞与は59万9,506円で、昨年調査よりも増加しています（参考資料①の図表１参照）。正規職員への賞与支給割合では、調査を開始した平成28年より年々増加し、令和元年度では労働者の76.6%が賞与を支給されています。これらのことから、事業所では所定内給与の引き上げに比べ、賞与による支給の割合が増加している傾向にあると考えられます。

正規職員の月給を職種別でみると、看護職員が最も高く27万2,123円、次いで介護支援専門員が26万41円。訪問介護員は21万6,583円、介護職員は21万5,502円でした。看護職員や介護支援専門員等と介護職では約５万円の賃金差がみられます（参考資料①の図表２＜正規職員、月給の者＞参照）。

非正規職員の時間給を職種別で見ると看護職員が最も高くて1,429円、介護職員が最も低く1,004円でした（同表＜非正規職員、時間給の者＞参照）。訪問介護員は介護職員よりも286円高い1,290円ですが、介護における資格が必須であり、人材不足がより顕著であることから、介護職員よりも賃金が高いと考えられるようです。

また派遣労働者を受け入れている事業所の介護事業収入に占める派遣料金の割合は、平均で8.6%。前回調査の7.5%から1.1ポイント上昇しています。サービス別にみると、施設系より在宅系の方が派遣料金の割合が高く、最高は15.1%の訪問看護、訪問介護や通所介護は10%強です。他方施設系は７%台でした。　（事務局）

# 運営の問題点は人材確保と収支

## ～しかし問題や価値観の共有も大切です～

◆「介護労働実態調査」では事業所を運営する上での問題点についても調査しています。結果は参考資料②の図表３のとおり、「良質な人材の確保が難しい」が56.7%、「今の介護報酬では、人材の確保･定着のために十分な賃金を払えない」が47.5%と、人材確保と収支の２項目が高い割合を占めています。

次いで「経営（収支）が苦しく、労働条件や労働環境改善をしたくても出来ない」、「指定介護サービス提供に関する書類作成が煩雑で、時間に追われている」、「教育･研修の時間が十分に取れない」、「新規利用者の確保が難しい」と続きますが、これらも収支や人材確保･養成等に関する課題と言えます。他方、従事者の意欲や姿勢、コミュニケーションに対する管理、利用者等への介護サービスの理解については、10%程度かそれ以下で、あまり運営上の問題としては捉えられていません。

◆しかしその一方で介護関係の仕事をやめた理由を見ると、「職場の人間関係に問題があったため」、「法人や施設･事業所の理念や運営のあり方に不満があったため」という、経営者や管理者との或いは従事者間でのコミュニケーションに起因すると思われる回答が比較的上位にあります。

経営においては、言うまでもなく人材確保･育成や収入支出は大切な問題です。しかしせっかく採用できた従事者がコミュニケーション不足で退職しているとしたら、双方にとって悲しいことです。人材不足や膨大な業務量のためにコミュニケーションの時間が取れない現状かもしれませんが、コミュニケーションを取ることで価値観を共有し従事者のモチベーションを高めることも経営上大切なことです。　（事務局）

# 最低賃金の引上げ率は平均0.11%

## ～各都道府県の引上げ額は3～0円～

◆厚生労働省は８月21日、都道府県労働局に設置されている地方最低賃金審議会が答申した令和２年度の地域別最低賃金の改定額を取りまとめて公表しました。

これは、７月22日に厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会が示した「令和２年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」等を参考として、各地方最低賃金審議会で調査･審議した結果を取りまとめたものですが、今回の国の答申では、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、引き上げの目安の提示を断念していました。

各地方最低賃金審議会の答申のポイントとしては、最低賃金の引上げを行ったのは40県で、１円～３円の引上げ（引上げ額が１円は17県、２円は14県、３円は９県）となりました。北海道、東京都、静岡県、京都府、大阪府、広島県、山口県の１都１道２府３県は改定を見送りました。この結果、改定後の全国加重平均額は902円となり、昨年度の901円からの改定率は0.11%となりました。1,000円を超えているのは東京都（1,013円）神奈川県（1,012円）のみで、東京都と最低額（792円）の金額差は昨年度よりも２円減少して221円、最高額に対する最低額の比率は78.2%（昨年度は78.0%）となります（参考資料②の図表４参照）。

現政権では当初年３%程度のペースで引き上げて、早期に全国加重平均額を1,000円にする目標を掲げてきましたが、業績悪化による据置きの意見と地域間格差減少の意見から、少額改定となりました。

答申された改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続を経た上で、都道府県労働局長の決定により、10月１日から10月８日までの間に順次発効される予定です。　（事務局）

お知らせ

◆9月4日（金）にオンライン会議システムZOOMにて秋季研修会を開催致します。テーマは10：00～12：00「同一労働同一賃金の実務」、13：30～15：30「処遇改善加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱの令和２年度における改正点について」です。事前に録画したものを放映します。後日会員限定公開でYouTubeにも配信予定です。詳しくは別途メール、FAX等でお知らせ致します。

◆ FAX NEWS（PowerPointにて制作）は下記URL総福研ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞからﾀﾞｳﾝﾛｰﾄﾞしていただけます。どうぞご利用下さいませ。◆

一般財団法人
総合福祉研究会
本部事務局
ＴＥＬ：03-5961-6061
ＦＡＸ：03-3915-2661
〒170-0004
東京都豊島区北大塚1丁目13-12 全経会館ビル2階
E-Mail info@sofukuken.gr.jp
ＵＲＬ http://www.sofukuken.gr.jp/

◆図表1 所定内賃金、賞与の経年比較＜正規職員、月給の者＞

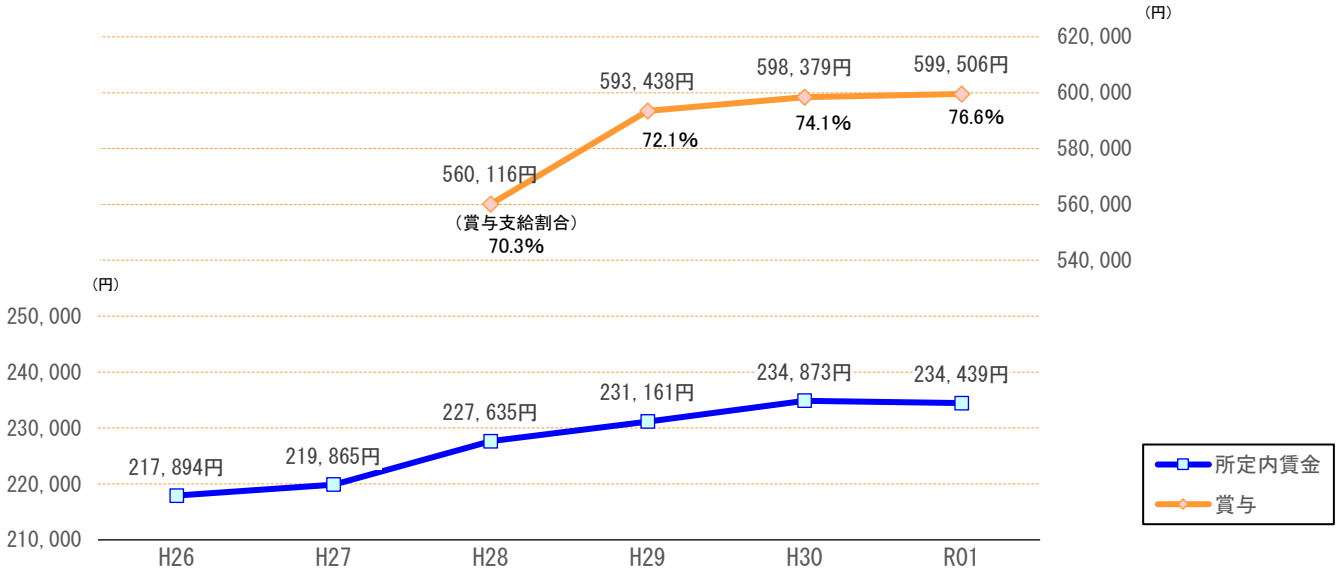


資料：公益財団法人 介護労働安定センター「令和元年度 介護労働実態調査」から

◆図表2 労働者の所定内賃金（平均額）

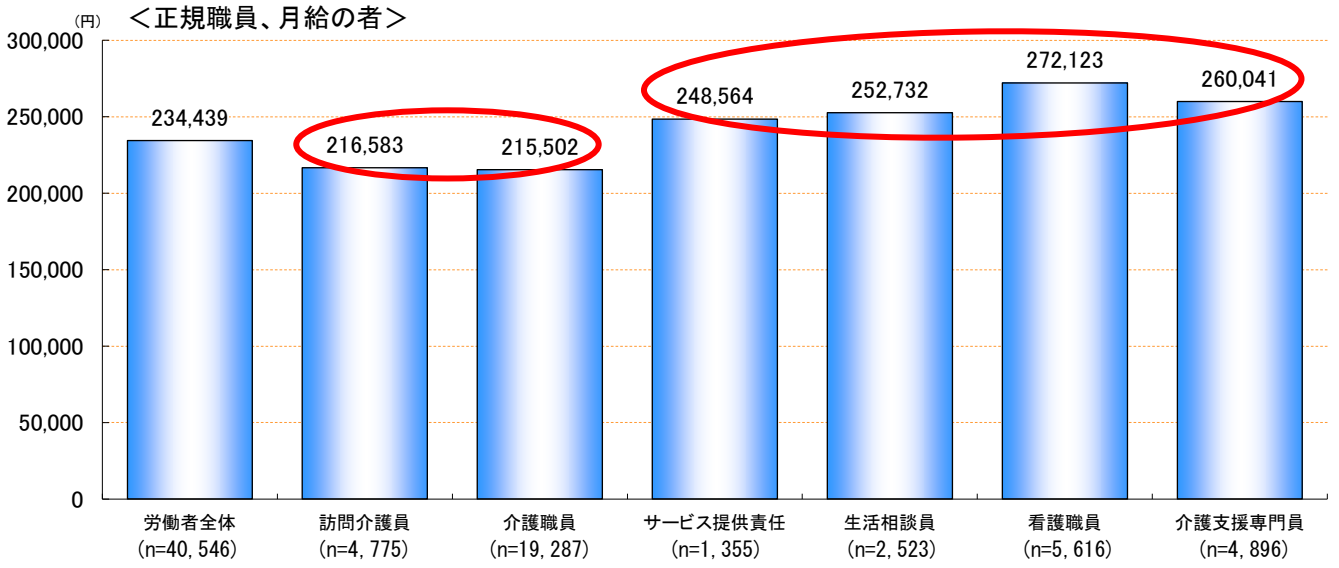


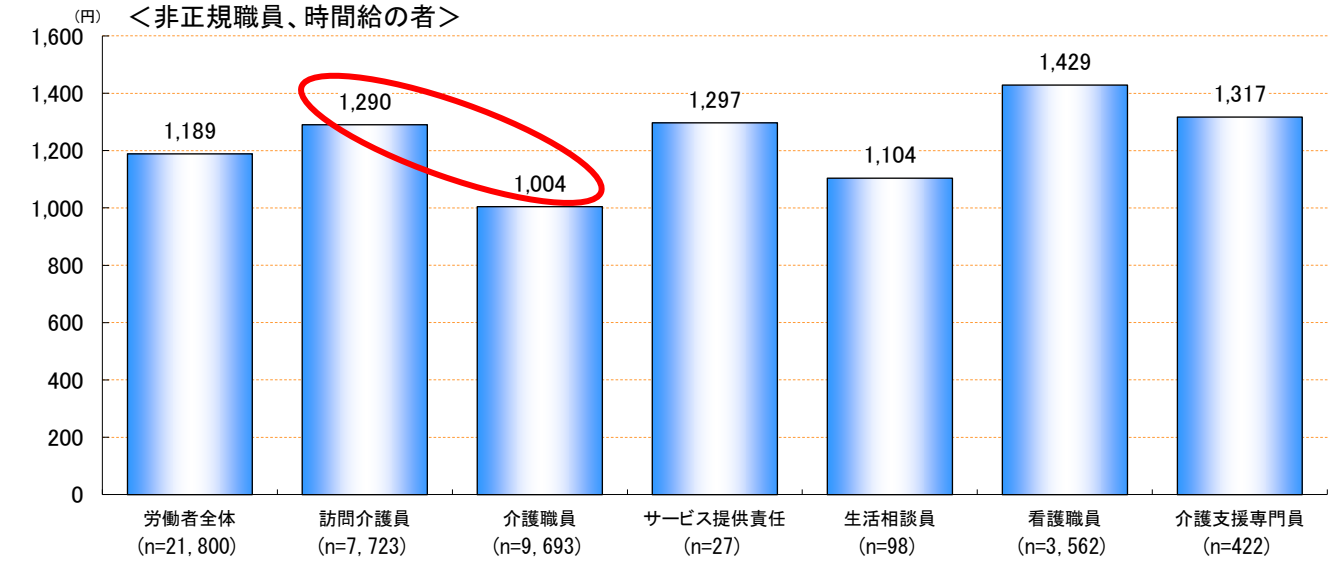


資料：公益財団法人 介護労働安定センター「令和元年度 介護労働実態調査」から

◆図表3 事業を運営する上での問題点（複数回答）

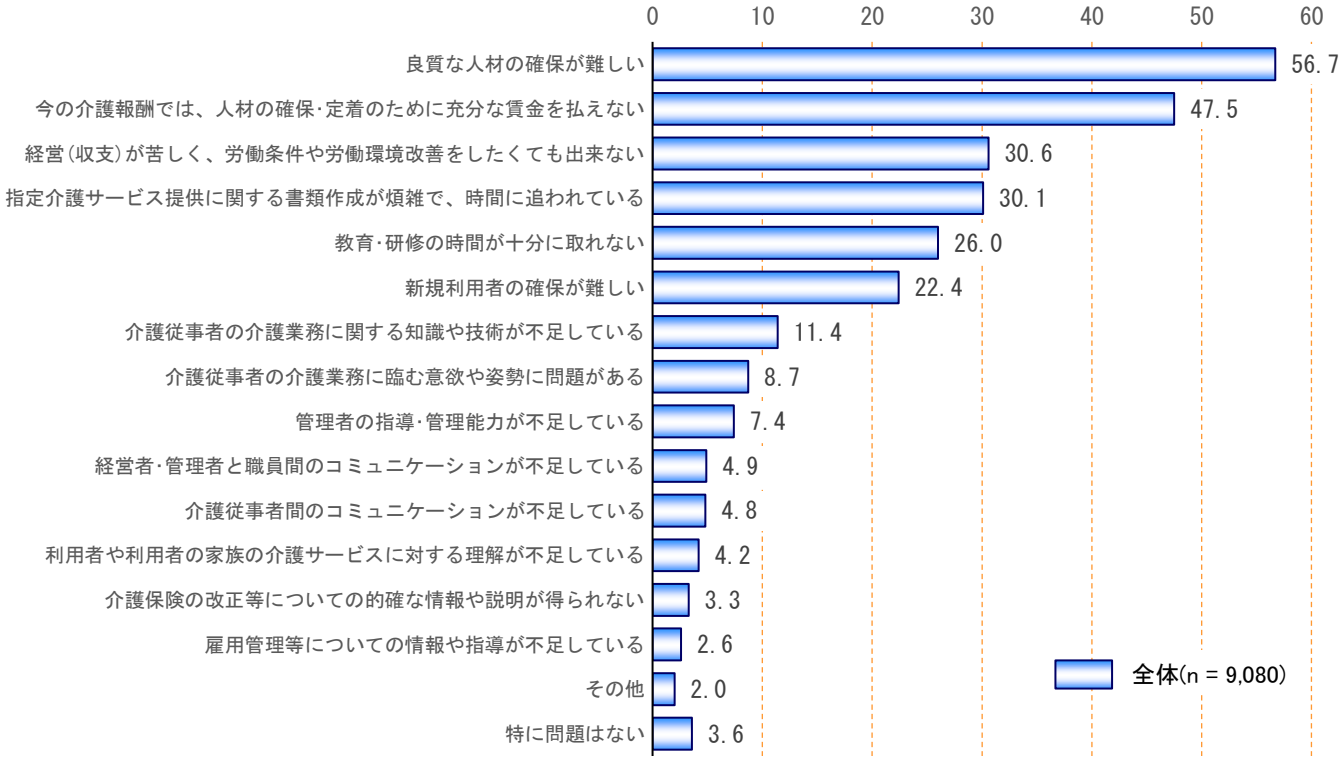


資料：公益財団法人 介護労働安定センター「令和元年度 介護労働実態調査」から

◆図表4 最低賃金（時給：全国加重平均、東京都、大阪府、沖縄県）の推移

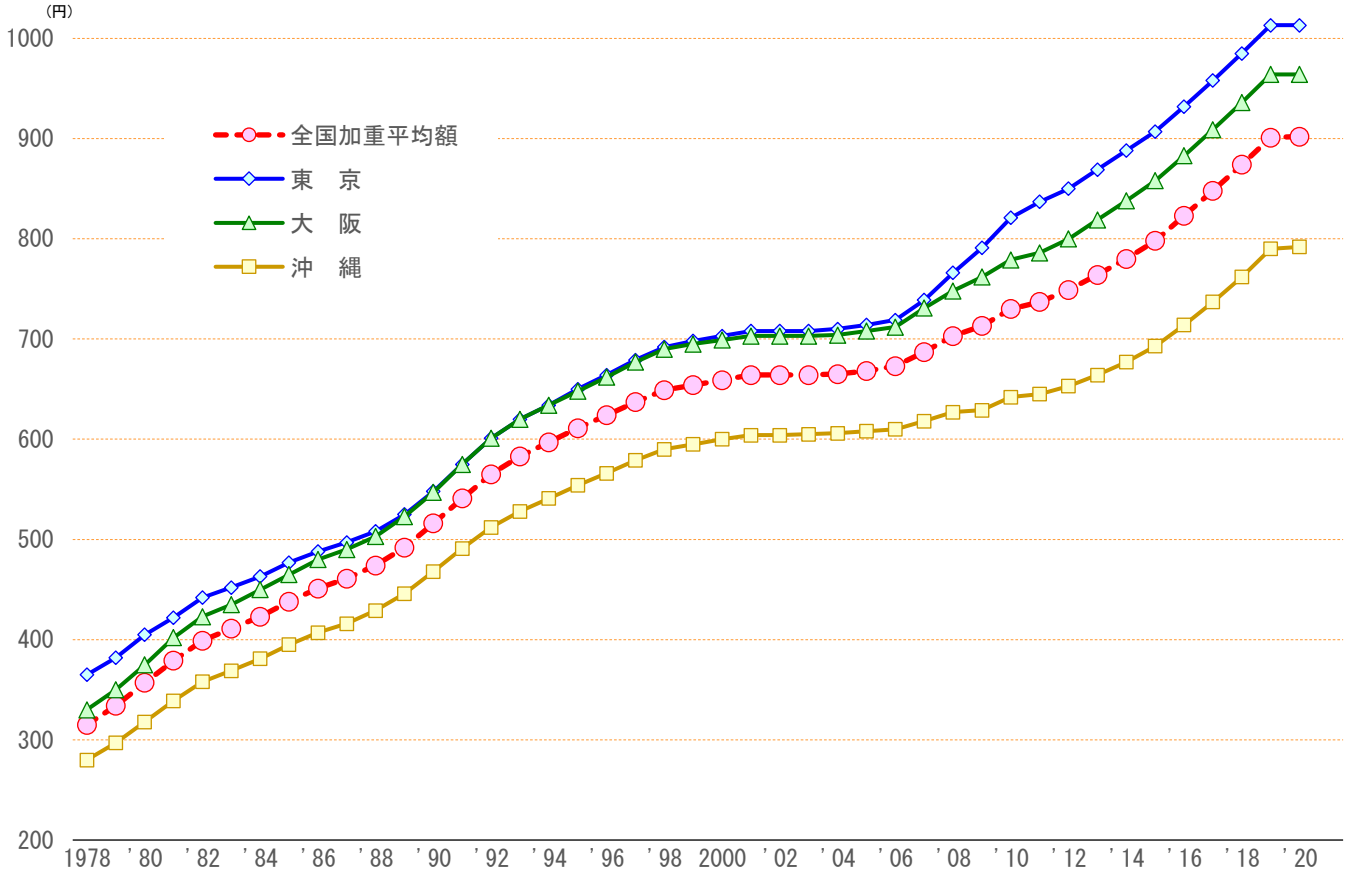


資料：厚生労働省「地域別最低賃金 答申状況」から作成